

須坂市体育施設使用許可申請書

20 年 月 日 (あて先) 須坂市長 須坂市体育施設条例第4条により 使用したいので許可してください。	申請者 / 主催団体	住 所 (事務局所在地)							
		大会等 主催団体							
		使用団体 個人名							
		当日使用 責任者		携帯 電話					
使用目的							使用 予定 人数	市内大人	市内中学生 以下
大会名/ ホームページ 表記名								市外大人	市外中学生 以下
支 払 方 法	☐ スポーツ振興係窓口支払い ※(平日8:30~17:15)		☐ 市民・北部体育館窓口支払い ※(平日・土・祝8:30~21:30 日曜のみ17:00まで)		☐ 郵送後金融機関で支払い				
	【納入者名】※上記主催団体・使用団体名以外の方は右記へご記入下さい								
	上記方法で郵送を選択した場合の郵送先を記入してください								
	【送付先住所】 〒								
施 設	☐ 市民体育館(☐ 全面 ☐ 半面 ☐ 卓球室 ☐ 会議室) ☐ 須坂市卓球場 (☐ 全面 ☐ 半面) ☐ 北部体育館(☐ 全面 ☐ 半面 ☐ 会議室) ☐ 勤労青少年体育センター ☐ 野球場 ☐ 県民運動広場(☐ 全面 ☐ 半面 (☐ A面 ☐ B面) ☐ 臥竜公園庭球場 ☐ 墨坂庭球場 ☐ 北部運動広場 (☐ 一般 ☐ 少年 (☐ 1面 ☐ 2面) ☐ フットサル(☐ 1面 ☐ 2面) ☐ 野球) ☐ 福島スポーツ広場 (☐ ソフトボール ☐ サッカー (☐ A面 ☐ B面) ☐ マレットゴルフ場(☐ 松川 ☐ 福島 ☐ 百々川) ☐ 柔道場 ☐ 剣道場 ☐ 弓道場								年間使用券発行使用欄※記入不要
	◆年間使用券購入欄 ☐ 柔道場 ☐ 剣道場 ☐ 弓道場 ☐ 庭球場 ☐ 一般 ☐ 中学生以下 ☐ 5時~17時(庭球場) ☐ 5時~21時30分(庭球場)								
使 用 日 時	電灯使用時間								
	月	日	曜日	時	分	～	時	分	h
	月	日	曜日	時	分	～	時	分	h
	月	日	曜日	時	分	～	時	分	h
	月	日	曜日	時	分	～	時	分	h
	月	日	曜日	時	分	～	時	分	h
	月	日	曜日	時	分	～	時	分	h
用 具 ・ 備 品	バスケットボール	面	バレーボール	面	サッカー	組	バドミントン	面	
	卓球台	台	4人制フット バレーボール	面	放送設備	式	ジェットヒーター	台	
	トランポリンA	台	トランポリンB	台	ミニ トランポリン	台	ウレタンマット	枚	
	マレット	組	野球ベース	式	スコアボード	式	野球照明	時間	
備 考	上記備品以外を借用希望の方は、借用願をご提出下さい。須坂市ホームページよりダウンロードも可能です。 ※数に限りがあるため、貸出できない場合があります。								

※以下は記入しないでください

施 設 使 用 料 内 訳					
	施設使用料	用具等使用料	電灯使用料	使用回数	使用料合計
減免率	%	%	%		
使用料					

須坂市体育施設使用料減免申請書

(あて先)
須坂市長

住 所
(事務局所在地)
大会等
主催団体
使用団体
個人名

20 年 月 日 に須坂市体育施設使用許可申請をしました。須坂市体育施設上条例第7条のとおり
須坂市体育施設の使用料について、下記の理由で減免を受けたいので申請します。

減免を必要とする理由

記

- ☐ 1 市が自ら使用するとき。
- ☐ 2 前号以外の市内官公署が大会又は行事で体育の用に使用するとき
- ☐ 3 市から業務委託を受けた者がその業務実施のため体育の用に使用するとき
- ☐ 4 市内に住所を有する障害者(その介助者を含む。)が体育の用に使用するとき
- ☐ 5 市内各区の育成会が体育の用に使用するとき
- ☐ 6 市内各区及び各区の公民分館が大会又は行事で体育の用に使用するとき
- ☐ 7 スポーツ協会及び加盟団体主催の体育の用に使用(練習を除く)
- ☐ 8 市内の高等学校、事業所及び市民10人以上の団体が体育の用に使用するとき
- ☐ 9 その他特別の事情があると認めるとき
(上記理由を選択する場合、別途特別減免申請依頼を提出してください)

須坂市体育施設使用許可書

年 月 日 須坂市長  須坂市体育施設条例第4条により 使用を許可します。		申請者 / 主催団体	住 所 (事務局所在地)						
大会等 主催団体									
使用団体 個人名									
当日使用 責任者					携帯 電話				
使用目的						使用 予定 人数	市内大人	市内中学生 以下	
大会名/ ホームページ 表記名							市外大人	市外中学生 以下	
支 払 方 法	☐ スポーツ振興係窓口支払い ※(平日8:30～17:15)		☐ 市民・北部体育館窓口支払い ※(平日・土・祝8:30～21:30 日曜のみ17:00まで)		☐ 郵送後金融機関で支払い				
	【納入者名】※上記主催団体・使用団体名以外の方は右記へご記入下さい								
	上記方法で郵送を選択した場合の郵送先を記入してください								
	【送付先住所】 〒								
施 設	☐ 市民体育館(☐ 全面 ☐ 半面 ☐ 卓球室 ☐ 会議室) ☐ 須坂市卓球場 (☐ 全面 ☐ 半面) ☐ 北部体育館(☐ 全面 ☐ 半面 ☐ 会議室) ☐ 勤労青少年体育センター ☐ 野球場 ☐ 県民運動広場(☐ 全面 ☐ 半面 (☐ A面 ☐ B面) ☐ 臥竜公園庭球場 ☐ 墨坂庭球場 ☐ 北部運動広場 (☐ 一般 ☐ 少年 (☐ 1面 ☐ 2面) ☐ フットサル(☐ 1面 ☐ 2面) ☐ 野球) ☐ 福島スポーツ広場 (☐ ソフトボール ☐ サッカー (☐ A面 ☐ B面) ☐ マレットゴルフ場(☐ 松川 ☐ 福島 ☐ 百々川) ☐ 柔道場 ☐ 剣道場 ☐ 弓道場							年間使用券発行使用欄※記入不要	
	◆年間使用券購入欄 ☐ 柔道場 ☐ 剣道場 ☐ 弓道場 ☐ 庭球場 ☐ 一般 ☐ 中学生以下 ☐ 5時～17時(庭球場) ☐ 5時～21時30分(庭球場)								
電灯使用時間									
使 用 日 時	月	日	曜日	時	分	～	時	分	h
	月	日	曜日	時	分	～	時	分	h
	月	日	曜日	時	分	～	時	分	h
	月	日	曜日	時	分	～	時	分	h
	月	日	曜日	時	分	～	時	分	h
	月	日	曜日	時	分	～	時	分	h
	月	日	曜日	時	分	～	時	分	h
用 具 ・ 備 品	バスケットボール	面	バレーボール	面	サッカー	組	バドミントン	面	
	卓球台	台	4人制ソフトバレーボール	面	放送設備	式	ジェットヒーター	台	
	トランポリンA	台	トランポリンB	台	ミニトランポリン	台	ウレタンマット	枚	
	マレット	組	野球ベース	式	スコアボード	式	野球照明	時間	
備考									

許可の条件

--

＜各施設共通の遵守事項＞

- 1 風紀、秩序を乱し、又は他人に迷惑をかける行為は行わないでください。
- 2 使用時間は必ず守り、申請目的以外には使用しないでください。
- 3 定められた場所以外での飲食はしないでください。
- 4 備品・用具等は安全点検を行ってから、正しい方法で大切に使用し、使用後は元の位置にかたづけしてください。また、施設、設備を損傷又は滅失したときは、直ちに管理人又は下記連絡先に報告してください。修理を要する場合には、市長の認定した損害額を賠償していただきます。
- 5 設備の現状を変更する必要がある場合は、事前に許可を得てください。
- 6 使用後は必ず清掃(整備)を行い、非常口等の戸締りの確認をしてください。また、ゴミ等は各自で持ち帰ってください。
- 7 大会等で使用する場合は、主催者が責任をもって終了後の清掃等を行い、周辺を含めた施設の環境美化に努めてください。
- 8 路上駐車は絶対にしないでください。できるだけ、乗り合わせ等にご協力ください。
- 9 やむを得ず体育館にラインテープ等を貼る必要がある場合には、事前に管理人又は下記連絡先から指示を受けてください。
- 10 物品の販売、広告物の提出、ビラ等の配布は事前に許可が必要です。
- 11 指定の場所以外での喫煙や火気使用は絶対にしないでください。暖房のため、ストーブ等を使用する場合は取扱いに注意し、使用後は必ず消火を確認してください。
- 12 使用料は、スポーツ課(須坂市役所東庁舎1階)、スポーツ振興係(創造の家内)、市民体育館、北部体育館、及び金融機関で納入してください。
- 13 ライン引きなどに使用する石灰は、炭酸カルシウムを使用してください。水酸化カルシウム(消石灰)は健康被害のおそれがあるため、使用を禁止します。
- 14 利用をキャンセルする場合は、土日・祝日を除く3日前までにスポーツ振興係までご連絡ください。大会を中止等で使用しない場合、使用日前月の10日までにご連絡ください。
- 15 上記事項を守らないときは、使用を許可しない場合があります。
- 16 平日の夜間・土・日・祝日の連絡先

施 設 名	連絡先
市民体育館、勤労青少年体育センター、卓球場、柔道場、剣道場、弓道場、須坂小・常盤中照明施設	市民体育館 TEL026-245-0466
北部体育館・北部運動広場	北部体育館 TEL026-248-5600
県民須坂運動広場、野球場、墨坂庭球場、臥竜公園庭球場	臥竜公園庭球場 TEL026-248-1912

施設の使用についてご不明な点やお気づきの点がございましたら、下記までご連絡ください。

全ての施設について（平日昼間8：30～17：15）

＜連 絡 先＞ 須坂市文化スポーツ課スポーツ振興係 TEL026-248-2020（創造の家内）
--